

農地法第18条第6項の規定による通知書（賃貸借）
(豊地法・農業経営基盤強化促進法)

(農地法・農業基盤強化促進法)

尾山實文委員會長

農地の賃貸借の解約について当事者が合意しましたので、下記のとおり農地法第18条第6項の規定により通知します。

卷之三

2.合意解約が成立了日

1.解約条件

住所： 氏名：

合三

氏名：

卷之三

無

（有）上記農地以外に同時に申請した農地の有無
（有）貸借が継続する農地について変更の有無

5. その他の権利関係　※農地法による貸借の場合のみ。
上記農地以外に同時に申請した農地の有無
貸借が繼續する豊田につけて亦更の有無

・期間の変更　令和　年　月　日まで → 令和　年　月　日まで

• 借賃の変更
10a あたご → 10a あたご
全部で 全部で

• 704